

やなぎ通信

2021年10月号

相続・後見のプロフェッショナル
大阪無料相談所 阿倍野区あべのベルタ
監修：やなぎ総合法務事務所
大阪ビザ申請サポート・外国人生活支援相談所
VISA SUPPORT IN OSAKA / 監修 行政書士法人やなぎK A J Iグループ

発行：司法書士法人やなぎ総合法務事務所
行政書士法人やなぎK A J Iグループ

やなぎグループから旬の法律ニュースをお届け

TOPIC 「相続税っていくらかかる？」

弊所ホームページ内のブログやニュースレター等を通じて、皆さまのお役に立てるような情報を随時発信してまいります。
弊所ホームページのQRコードを掲載いたしますので、アクセス下さい。
内容に関するお問い合わせやご質問がありましたら、是非お問い合わせください。



司法書士法人やなぎ総合法務事務所 代表 柳本 良太 から皆さまへご挨拶



みなさまこんにちは！ようやく過ごしやすい季節となってきました。全国各地で緊急事態宣言が解除へと向かい2回目の国内ワクチン接種率も半数の60%を超えたそうです。とはいえ、これから季節が秋、冬へと移り変わりゆくなかで第6派が到来するとも言われておりますので、緊急事態宣言が解除された現在でもマスク、消毒、ソーシャルディスタンス等は欠かすことができません。

司法書士法人やなぎ総合法務事務所
代表社員 柳本 良太

近年、相続税のかかる割合が倍増に…

国税庁発表による、その年に亡くなった人のうち、相続税の課税対象となった人の割合（相続税課税割合）が、右のグラフとなっています。2014年以前は4%前後で推移していましたが、2015年以降はおよそ8%にまで倍増していることがわかります。
原因として考えられるのは、2015年から相続税の基礎控除が40%も引き下げられたこと等が挙げられます。
また、相続税の実地調査では申告額が過少である、申告義務があるにもかかわらず無申告である事案など悪質な不正事案について令和元事務年度においては1件当たりの追徴課税額（641万円）が対前事務年度比112.8%と増加しています。



相続税っていくらかかる？ 分かれ目のポイントは基礎控除

少し前までは「一握りの方にしか縁のない税金」だったかもしれない相続税ですが、2015年から制度改正により相続税の対象となる人が倍増していることをご存知でしょうか？相続税がかからないと誤って申告をしていない方等は申告漏れにも注意が必要です。

相続税の基礎控除額

計算式 $3000万円 + 600万円 \times \text{法定相続人の数}$

例 法定相続人が妻と子供2人の場合
 $3000万 + 600万 \times 3人 = 4800万円$



相続税には、法定相続人の数に応じて決まる「基礎控除」があります。基本的にはこの金額を上回った分の相続財産が課税対象となります。相続財産がこの金額を下回れば課税されません。

※法定相続人とは、民法で定められている「亡くなったひとの遺産を相続するひと」のことをいいます。

配偶者だけの場合

相続税の配偶者控除は、配偶者が**相続する財産の評価額1億6,000万円または法定相続分までなら税金がかかりません**。また、配偶者が1億6,000万円を超えたとしても、民法で定められた**法定相続分の範囲内で相続する場合**には税金がかからないという**特例**です。極端に言えば、配偶者が10億円や100億円を相続しても法定相続分の範囲内であれば非課税となります。ただし、申告が必要となることは覚えておきましょう。

相続税 0円!!



課税対象の
相続財産

1億6,000万円
または
法定相続分
(相続人が配偶者と子の場合は1/2)

具体的に配偶者の相続税から控除できる配偶者控除額は以下の算式により計算します。

相続税の総額	×	下記①と②のうち少ない金額	=	配偶者控除額
		相続税の課税価格の合計		

- ① 配偶者の法定相続分に相当する額（1億6,000万円未満のときは、1億6,000万円）
- ② 配偶者が実際に取得した額（配偶者の課税価格）

例) 配偶者の法定相続分が3億円であれば3億円、法定相続分が1億6,000万円までであれば1億6,000万円までの取得分が非課税となります。

兄弟姉妹だけの場合

相続税の計算には「相続税額の2割加算」という制度があり、**配偶者と1親等の血族（子または父母）以外の人の相続税については1.2倍になります**。子であれば100万円の相続税が、単に兄弟姉妹が相続したというだけで120万円になります。相続は親から子へ、その子の相続が発生した時にまた子へ相続で引き継がれるというのが通常想定されている流れです。そのため、配偶者と1親等の血族以外については、相続税の調整として2割加算されることになっています。

子と孫（養子）の場合

相続税には基礎控除額、生命保険及び退職手当金の非課税枠というのがあります。この金額は、以下の計算式で算出します。

基礎控除額 = 3,000万円 + 600万円 × 法定相続の数
生命保険、退職手当金の非課税額 = 500万円 × 法定相続人の数

基礎控除額やこの非課税枠が増えると、その枠の範囲内は非課税ということになるので、課税される相続税が減ることになります。

養子縁組をすることで、非課税枠である子(法定相続人)の人数が増え、相続税の節税ができる可能性があります。また、相続税とは別のメリットで、孫と養子縁組することで、相続手続きの簡素化を図ったり、直系血族への承継を確実にするといったケースもあります。ただし、養子縁組で相続税計算において考慮される養子の人数には制限もありますので、ご注意ください。また、養子縁組を行うことにより相続争いが生じることもありますので、養子縁組で相続対策をされる場合には法律の専門家と税務の専門家に、ご相談されることをお勧めします。弊社では、法律・税務の両方をワンストップでご相談頂くことが可能です。お気軽にお問い合わせください。

まとめ

今回は、相続税のパターンについて解説させて頂きました。親族間の構成によって相続税も変わってきますので注意が必要となります。弊社では、法律や相続税に関する手続きなどを含め、ワンストップでのご対応が可能となっています。お困り事や不安が生じたときには、お気軽に弊社までご相談ください。

今月のお客様の声ご紹介

他にも、多数のお声をお寄せ頂き、誠に有難うございました。皆様のお声を励みに、スタッフ一同、日々精進してまいります！

大阪市のY様

最初何もわからずでお悩み（まじろ）
安心して任せられましたので、感謝しております。

やなぎ総合法務事務所の家族信託・相続サポート
TEL : 0120-021-462 FAX:06-6643-8201

〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋三丁目10番1号 あべのベルタ 3009号

受付時間 平日 9:00~20:00 土日祝祭日 10:00~18:00

WEB予約 24時間受付中 Email support@yanagi-law.com

